

令和4年10月19日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 愛知県警備業協同組合
業者の住所 : 愛知県名古屋市北区平安2-1-14
- 指名停止措置期間 : 令和4年10月19日から令和5年1月18日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
愛知県警備業協同組合は、令和4年4月1日付けで中部地方整備局と契約締結した「令和4年度 警備業務」について、愛知県公安委員会への警備業の有効期間の更新申請(5年毎)を当該認定証の有効期間満了日の30日前までに行わず、令和4年9月18日に警備業法第4条に基づく認定が失効することとなり、業務の履行ができなくなった。
このことにより、令和4年9月13日付けで契約履行不能届が提出され、同日付で契約解除に至った。
- 指名停止措置理由
有資格業者である愛知県警備業協同組合が、警備業法第4条に基づく警備業の認定が失効し契約解除に至ったことは、契約の相手方として信頼関係を著しく損なう行為であることから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長	早川 保弘	電話番号(052)953-8138
	建設専門官	田川 慎二	